



茨城県報

第 1 9 0 3 号

平成19年 8 月23日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

● 青少年に有害な図書等の指定 (女性青少年課)	2
● 指定居宅サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	2
● 指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿福祉課)	3
● 指定施設サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	3
● 指定施設サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	3
● 指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	3
● 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	4
● 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課)	5
● 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)	6
● 定款変更の認可 (農村計画課)	7
● 事業計画の変更の認可 (下水道課)	7

(公 安 委 員 会)

● 指定講習機関の代表者の変更	8
-----------------------	---

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2 件) (生活文化課)	9
● 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課)	10
● 平成20年度茨城県県立職業能力開発校訓練生の入学選考 (職業能力開発課)	10
● 漁船損害等補償法施行令に基づく発起届 (漁政課)	12
● 県営土地改良事業計画の変更 (4 件) (農村計画課)	12
● 基本測量の実施 (用地課)	14
● 公共測量の実施 (用地課)	14
● 開発行為の工事完了 (14件) (建築指導課)	14
● 道路の位置の指定 (2 件) (建築指導課)	17

正 誤

● 平成19年 8 月13日付け茨城県報第1900号中	17
-----------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1058号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第9条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

種類	題名	発行所等	指定理由
図書	多重人格探偵 サイコ №11	株式会社角川書店	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	甘い・情事	株式会社小学館	
図書	甘濡れ・Eve	株式会社小学館	

茨城県告示第1059号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0870102977	いばらきコープ生活協同組合	佐藤 洋一	茨城県小美玉市西郷地1703	コープ菜の花デイサービスセンター	茨城県水戸市赤塚1—2029—121	平成19年6月1日	通所介護
0870201217	有限会社 リライフ	中 廣 一 善	茨城県日立市大沼町4—9—1	訪問介護 根道ヶ丘	茨城県日立市大沼町4—9—15	平成19年6月21日	訪問介護
0870700390	株式会社 フレンド	山 口 馨 石	栃木県小山市羽川524—2	ふれんど結城デイサービスセンター	茨城県結城市結城11766—3	平成19年6月1日	通所介護
0872400387	株式会社 佐瀬トータルケアセンター	佐 瀬 悦 子	茨城県守谷市百合ヶ丘1—2050—120	アネシス・シャローム	茨城県守谷市本町297—62	平成19年6月1日	通所介護
0872600176	社会福祉法人新世会	磯 崎 恵 子	茨城県ひたちなか市磯崎町4555—1	指定通所介護事業所 いくり苑那珂	茨城県那珂市菅谷3799—6	平成19年6月15日	通所介護
0872600200	社会福祉法人新世会	磯 崎 恵 子	茨城県ひたちなか市磯崎町4555—1	指定短期入所生活介護 いくり苑那珂	茨城県那珂市菅谷3799—6	平成19年6月15日	短期入所生活介護
0873000111	社会福祉法人聖隷会	佐 賀 忠 弘	茨城県小美玉市高崎2206—1	ショートステイ 霞ヶ浦の里	茨城県かすみがうら市男神356—1	平成19年6月1日	短期入所生活介護
0873000129	株式会社 いっしん	川 島 正 行	茨城県かすみがうら市下稲吉2279—1	ハートワン神立	茨城県かすみがうら市稲吉2—18—15	平成19年6月1日	特定施設入居者生活介護

茨城県告示第1060号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の名称	事業所の 所 在 地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0871900619	有限会社 チ ヤンス	鈴 木 淑 子	茨城県牛久市 神谷 1 - 52 - 6	居宅介護支援 センター チ ヤンス	茨城県牛久市 神谷 1 - 52 - 6	平成19年 6 月20日	居宅介護 支援
0872600184	社会福祉法人 新世会	磯 崎 恵 子	茨城県ひたち なか市磯崎町 4555 - 1	指定居宅介護 支援事業所 いくり苑那珂	茨城県那珂市 菅谷3799 - 6	平成19年 6 月15日	居宅介護 支援
0875200230	社会福祉法人 恩賜財団済生 会	橋 本 昌	茨城県水戸市 双葉台 3 - 3 - 10	神栖済生会病 院	茨城県神栖市 知手中央 7 - 2 - 45	平成19年 6 月15日	居宅介護 支援

茨城県告示第1061号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおりに指定したので、同法第93条の規定により告示する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の名称	事業所の 所 在 地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0872600192	社会福祉法人 新世会	磯 崎 恵 子	茨城県ひたち なか市磯崎町 4555 - 1	特別養護老人 ホーム いく り苑那珂	茨城県那珂市 菅谷3799 - 6	平成19年 6 月15日	介護老人 福祉施設
0873000103	社会福祉法人 聖隷会	佐 賀 忠 弘	茨城県小美玉 市高崎2206 - 1	特別養護老人 ホーム 霞ヶ 浦の里	茨城県かすみ がうら市男神 356 - 1	平成19年 6 月 1 日	介護老人 福祉施設

茨城県告示第1062号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の規定により告示する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の名称	事業所の 所 在 地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0811110535	医療法人 研 西会	宮 原 研 一	茨城県常総市 豊岡町丙685	水海道西部病 院	茨城県常総市 豊岡町丙685	平成19年 6 月 1 日	介護療養 型医療施 設

茨城県告示第1063号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の 9 の規定により告示する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870102977	いばらきコー プ生活協同組 合	佐 藤 洋 一	茨城県小美玉 市西郷地1703	コープ菜の花 デイサービス センター	茨城県水戸市 赤塚 1 - 2029 - 121	平成19年 6 月 1 日	介護予防 通所介護
0870201217	有限会社 リ ライフ	中 廣 一 善	茨城県日立市 大沼町 4 - 9 - 1	訪問介護 根 道ヶ丘	茨城県日立市 大沼町 4 - 9 - 15	平成19年 6 月21日	介護予防 訪問介護
0870700390	株式会社 フ レンド	山 口 馨 石	茨城県小山市 羽川524 - 2	ふれんど結城 デイサービス センター	茨城県結城市 結城11766 - 3	平成19年 6 月 1 日	介護予防 通所介護
0871400065	社会福祉法人 愛正会	金 川 一 郎	茨城県高萩市 下手綱1951 - 15	特別養護老人 ホーム 松籟 荘	茨城県高萩市 下手綱1951 - 8	平成19年 6 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護
0872400387	株式会社 佐 瀬トータルケ アセンター	佐 瀬 悦 子	茨城県守谷市 百合ヶ丘 1 - 2050 - 120	アネシス・シャ ローム	茨城県守谷市 本町297 - 62	平成19年 6 月 1 日	介護予防 通所介護
0872600176	社会福祉法人 新世会	磯 崎 恵 子	茨城県ひたち なか市磯崎町 4555 - 1	指定通所介護 事業所 いく り苑那珂	茨城県那珂市 菅谷3799 - 6	平成19年 6 月15日	介護予防 通所介護
0872600200	社会福祉法人 新世会	磯 崎 恵 子	茨城県ひたち なか市磯崎町 4555 - 1	指定短期入所 生活介護 い くり苑那珂	茨城県那珂市 菅谷3799 - 6	平成19年 6 月15日	介護予防 短期入所 生活介護
0873000111	社会福祉法人 聖隷会	佐 賀 忠 弘	茨城県小美玉 市高崎2206 - 1	ショートステ イ 霞ヶ浦の 里	茨城県かすみ がうら市男神 356 - 1	平成19年 6 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護

茨城県告示第1064号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工労働センターに到着するよう提出してください。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山 田 昇

(2) 住所

群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヤマダ電機テックランド北茨城店

北茨城市中郷町上桜井宇柳町2177 外

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	山 田 昇

- (3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 4 月 1 日

- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,662㎡

- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 116台

イ 駐輪場の収容台数 76台

ウ 荷さばき施設の面積 156㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 50㎡

- (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後10時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 8 時 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成19年 7 月31日

茨城県告示第1065号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名

茨城交通株式会社

代表取締役 竹 内 順 一

- (2) 住所

水戸市袴塚三丁目 5 番36号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ上水戸店

水戸市上水戸 3 丁目3146番地の 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 194台

(変更後) 148台

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 7 箇所

(変更後) 5 箇所

(3) 変更する年月日

平成18年 1 月31日

(4) 変更する理由

A - 2 駐車場収容台数46台を経営上の都合により売却したため

3 届出年月日

平成19年 7 月31日

茨城県告示第1066号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

三洋堂書店石岡店

石岡市東光台三丁目3982番地の 1 番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成19年 6 月11日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時30分

(変更後) 翌午前 2 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後 9 時

(変更後) 午前 8 時30分～翌午前 2 時30分 (一部午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成19年 5 月22日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
石岡市	敷地（私道）より公道に出る場合において、カーブミラーや街路灯が必要な場合には、事業者が設置を行って下さい。	近隣住宅への自動車のエンジン音、駐車場で大きな音が出た時に苦情が予想される。 また、夜間営業により、貴店舗が、青少年のたまり場にならないように努めてもらいたい。
	夜間、駐車場利用に関して、アイドリングストップの徹底に努めること、又、騒音・振動並びに照明（車両ライト含む）に関する対策をお願いします。	
	駐車場の照明は、下向き照明を設置し、必要最低限とする。各種法令に準じること。	
	防犯の面では、青少年の非行防止について配慮すること。	
	屋外広告物の申請を大至急提出願います。	

茨城県告示第1067号

友部土地改良区から平成19年 7 月27日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成19年 8 月13日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1068号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 日立・高萩広域下水道組合

2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画下水道事業並びに高萩都市計画下水道事業

日立・高萩広域公共下水道

3 事業施行期間 昭和55年 3 月27日から平成26年 3 月31日まで

4 事業地

(a) 収用の部分 変更なし

(b) 使用の部分 昭和55年 3 月27日茨城県告示第495号、昭和58年 1 月13日茨城県告示第73号、平成元年 3 月30

日茨城県告示第433号、平成 5 年10月28日茨城県告示第1219号、平成10年 2 月26日茨城県告示第197号及び平成13年 7 月16日茨城県告示第787号の事業地に(1)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(2)に掲げる地内において事業地を変更する。

- (1) 日立市東滑川町五丁目並びにかみあい町一丁目並びに田尻町二丁目並びに小木津町一丁目、三丁目、字佐作、字ナギノ作、字泉入、字空久保、字榎入、字空窪、字金堀沢及び字井戸尻並びに川尻町字稲荷作並びに十王町大字伊師字諏訪、字諏訪前及び字諏訪ノ後の各一部の区域。

高萩市大字高戸字荒崎後、字権現前、字荒崎、字樋口、字セツタイ原、字西河原、字高野後、字高野脇、字水深、字高野前並びに大字下手綱字雉子尾、字殿町、字立浪町、字永田、字根深川、字土手ノ内、字北上町、字南上町、字南中町、字北中町、字北下町、字南下町、字上ヤワコ田、字町尻、字飯戸井、字飯戸井前、字ヤワコ田、字川向並びに大字上手綱字五林場、字台、字河原、字南田、字兎田、字杉ノ上、字沢尻、字上穂町、字塩沢、字前ノ内、字二本杉、字堀ノ内、字ストレ、字上松木田、字寺ノ前、字上田中、字反町、字川側、字宮田、字落合、字落合前、字藤蕪、字畑ケ中、字台ノ前、字杉岡、字下河原、字粕内、字小和田、字東小和田、字永田後、字下田中、字大工町、字椎木下、字杉内、字沼田、字市古塚、字三百久保、字横枕、字松木田の各全部の区域並びに大字高戸字南坂下、字川向及び字トド内並びに大字下手綱字館野内、字古寺、字馬場、字永田前、字芝呉、字小塙、字中江、字小島、字塚ノ腰、字天南堂及び字石崎並びに大字上手綱字下カツロウ、字カツロウ、字ボタラ作、字小場、字鶴巻田、字砂田、字中道、字屋敷前、字鳥作、字大畠前、字妙林、字古美田、字浅山、字高田、字玉町、字西コヤ字森下及び字赤塚、字猪沢の各一部の区域。

- (2) 日立市小木津町字サトヤ入並びに十王町大字伊師字諏訪地内。

高萩市大字高戸字石河原、字権現前、字玉川、字西城、字西城前及び字北城前並びに大字下手綱字ヤワコ田、字館野坊、字鍋田、字石河原及び字合ノ田地内。

~~~~~  
(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第15号

平成 2 年茨城県公安委員会告示第24号をもって公示した道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の 4 第 1 項の規定に基づく指定講習機関である茨城県西自動車学校から指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり代表者の変更について届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき公示する。

平成19年 8 月23日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

指定講習機関の代表者の変更

変更前 塚 田 長 剛

変更後 塚 田 秀 紀  
~~~~~

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成19年 9 月20 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年 7 月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 障害者自立支援ネット 稲生会

3 代表者の氏名

菅 原 正 子

4 主たる事務所の所在地

茨城県北相馬郡利根町羽根野字居山678番地 2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域で支援が必要な障害者その他支援が必要な人々に対して、地域に根ざし、心のこもった支援及びサービス事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成19年10月 9 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年 8 月 7 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 きもの文化を大切にする会

3 代表者の氏名

後 藤 祐 一

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市泉町 2 丁目 3 番 2 号 中央ビル 6 階

## 5 定款に記載された目的

この法人は、不特定かつ多数の方に対して、古布などを利用したミニきもの等の作品教室や作品の展示等を通して、きもの文化の継承と資源再利用による環境の保全に寄与することを目的とする。

## ● 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成19年10月9日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成19年 8 月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 G I S 総合研究所いばらき

（設立認証：平成16年 1 月26日，設立：平成16年 2 月9日）

## 3 代表者の氏名

安 原 一 哉

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市河和田町4471番地の45

## 5 定款に記載された目的

この法人は、G I S（地理情報システム）の活用によるユビキタス情報化社会の構築に向けて、専門的なノウハウを活用した事業を通して、G I S の普及と地域内地場産業化の促進を図ることで、より良い豊かな茨城づくりに寄与することを目的とする。

## ● 平成20年度茨城県県立職業能力開発校訓練生の入学選考

茨城県県立職業能力開発校訓練生（短期課程一般コース）の入学者選考試験について、次のとおり実施する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 訓練科，訓練生の定員及び訓練期間

| 校 名                            | コ ー ス<br>区 分 | 一 般 コ ー ス |      |         |       |
|--------------------------------|--------------|-----------|------|---------|-------|
|                                |              | 訓 練 科 名   | 定 員  | 訓 練 期 間 | 訓練開始月 |
| 茨 城 県 立 鹿 島 産 業<br>技 術 専 門 学 院 |              | 金 属 加 工 科 | 20 人 | 1 年     | 4 月   |
| 茨 城 県 立 筑 西 産 業<br>技 術 専 門 学 院 |              | 溶 接 科     | 20 人 | 1 年     | 4 月   |
| 茨 城 県 立 古 河 産 業<br>技 術 専 門 学 院 |              | 板 金 科     | 20 人 | 1 年     | 4 月   |
| 合 計                            |              |           | 60 人 |         |       |

(注) 推薦入学者選考試験における推薦入学者定員数については、上記定員の50パーセントを上限として、各産業技術専門学院長が各訓練科ごとに別に定める。

## 2 受付及び選考の場所

入学を希望する各産業技術専門学院

## 3 選考の方法

### (1) 推薦入学者選考試験

| 項 目       | 内 容                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応 募 資 格   | 次の条件のすべてに該当する者であって、中学校長又は中等教育学校長が推薦する者<br>1 平成20年 3 月に学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者<br>2 学院を進路志望先の第 1 位と考えている者<br>3 希望訓練科の目的を理解し、入学意志が強く、将来技術者として活躍を希望する者<br>4 人物が優れ、当該学院に入学後、訓練等について、成果が期待できると認められる者 |
| 受 付 期 間   | 平成19年11月26日（月）～平成19年12月 7 日（金）                                                                                                                                                                                               |
| 選 考 日     | 平成19年12月14日（金）                                                                                                                                                                                                               |
| 合 格 発 表 日 | 平成19年12月19日（水）                                                                                                                                                                                                               |
| 選 考 内 容   | 中学校長又は中等教育学校長から提出された推薦書及び調査書並びに面接の結果を総合的に判断して可否を決定する。                                                                                                                                                                        |
| 備 考       | 推薦入学者選考試験で選考にもれた者は、新たに手続をして一般入学者選考試験に応募することができる。                                                                                                                                                                             |

### (2) 一般入学者選考試験

| 項 目       | 内 容                                                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応 募 資 格   | 学校教育法による中学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者（平成20年 3 月卒業見込み又は修了見込みの者を含む。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者 |
| 受 付 期 間   | 平成20年 1 月15日（火）～平成20年 1 月25日（金）                                                            |
| 選 考 日     | 平成20年 2 月 1 日（金）                                                                           |
| 合 格 発 表 日 | 平成20年 2 月 8 日（金）                                                                           |
| 選 考 内 容   | 1 筆記試験（国語、数学）<br>2 面接                                                                      |
| 備 考       | この選考において定員に満たない訓練科については、(3)のとおり追加選考を行う。                                                    |

### (3) 追加選考試験

| 項 目       | 内 容                                   |
|-----------|---------------------------------------|
| 応 募 資 格   | 一般入学者選考試験と同じ                          |
| 受 付 期 間   | 平成20年 2 月12日（火）～平成20年 2 月27日（水）       |
| 選 考 日     | 平成20年 3 月 5 日（水）                      |
| 合 格 発 表 日 | 平成20年 3 月12日（水）                       |
| 選 考 内 容   | 一般入学者選考試験と同じ                          |
| 備 考       | この選考において定員に満たない訓練科については、必要に応じ追加選考を行う。 |

~~~~~

●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための届出があったので，同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し，届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第 1 項の申し出をする漁業協同組合
稲敷郡美浦村木原590 橋本 美夫 外 2 名	美 浦	美浦村漁業協同組合

2 指定漁船調書縦覧

(1) 縦覧期間

平成19年 8 月23日から平成19年 9 月 6 日まで

(2) 縦覧場所

加 入 区	縦 覧 場 所
美 浦	美浦村漁業協同組合

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき，県営下館中地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・区画整理）につき計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この変更計画については，同法第87条の 3 で準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また，同法第87条の 3 で準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服がある者は，同法第87条の 3 で準用する同法第87条第10項の規定に基づき，茨城県を被告として，決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営下館中地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・区画整理）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年 8 月24日から平成19年 9 月21日まで

3 縦覧の場所

茨城県筑西土地改良事務所

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき，県営下館中地区土地改良事業（土地改良

総合整備事業・農業用道路)につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営下館中地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用道路）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年 8 月24日から平成19年 9 月21日まで

3 縦覧の場所

茨城県筑西土地改良事務所

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営下館中地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用排水）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営下館中地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用排水）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年 8 月24日から平成19年 9 月21日まで

3 縦覧の場所

茨城県筑西土地改良事務所

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営下館中地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・客土）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営下館中地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・客土）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年 8 月24日から平成19年 9 月21日まで

3 縦覧の場所

茨城県筑西土地改良事務所

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第 4 条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測 量 機 関 国土地理院

2 作業の種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）作業

3 作 業 期 間 平成19年 8 月15日から平成20年 1 月15日まで

4 作 業 地 域 常陸太田市，高萩市，北茨城市，久慈郡大子町

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測 量 機 関 つくば市

2 作業の種類 公共測量（つくば市都市計画図作成）

3 作 業 期 間 平成19年 7 月 4 日から平成21年 3 月25日まで

4 作 業 地 域 つくば市全域

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市飯田字上新田西2822番 6

2 事業主の住所及び氏名

水戸市備前町 7 番31号サンアリーナ水戸備前町101号室

有限会社マインド

取締役 青 木 幹

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字長岡字矢頭4362番 1

- 2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市大字中根4892番地11 (ドゥーベルジュ B 棟103号)

高清水 正 章

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市大字宮中字新町附2027番 1, 同番 6 ないし同番16

- 2 事業主の住所及び氏名

大阪市中央区瓦町四丁目 2 番14号

住金興産株式会社

代表取締役 中 島 睦 生

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市太田字宝山4611番 2

- 2 事業主の住所及び氏名

神栖市太田402番地 恵日荘 3 - 8

宮 沢 弘 子

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市大野原中央一丁目2529番 3, 同番 4

- 2 事業主の住所及び氏名

神栖市平泉 1 番地126 フォンテーヌ・パレス A 304

遠 藤 泰

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市奥野谷字浜野7703番

- 2 事業主の住所及び氏名

神栖市奥野谷7703番地

北 川 智 康, 北 川 康 二

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市知手字前野2950番 9

- 2 事業主の住所及び氏名

神栖市知手中央十丁目 2 番 7 号 コスモハイツ B

大 坂 政 博

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市横瀬字長峰1276番161

- 2 事業主の住所及び氏名

神栖市知手中央九丁目10番14号 山本 荘 8 号

荻 谷 直 規, 荻 谷 好 恵

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市神谷一丁目13番11, 同番24

- 2 事業主の住所及び氏名

牛久市柏田町3322番地12

竹 内 五 朗

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市穴倉字実取4279番35, 同番37, 同番38

- 2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市稲吉東一丁目 1 番 1 号 301号

圓城寺 均

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市小絹字南上宿901番 1, 同番 7, 902番 3, 同番 4, 同番 5, 905番 3, 同番 4, 909番 1, 同番 2, 910番 1, 同番 2, 同番 3, 911番

- 2 事業主の住所及び氏名

下妻市本宗道992 - 2 番地

株式会社 串田工務店

代表取締役 串 田 崇

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市谷貝字南前974番 4, 同番 5, 同番 6

- 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県幸手市栄 4 番 9 - 310号

関 明

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常総市豊岡町字大境丙124番 1, 同番 3

- 2 事業主の住所及び氏名

常総市中妻町391番地 千代田団地 F 304

池 田 剛 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市逆井字石堂6046番 3

- 2 事業主の住所及び氏名

古河市南間中橋19番地227

齋 藤 登志男

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 132 号	平成 19 年 8 月10日	株式会社 ファイン竹 内宅建事務 所 代表取締役 竹内 忠正	鹿嶋市鉢形台三丁目 12番12号	鉾田市上沢字井ノ上 1656番 1， 同番 3	メートル 6.20	メートル 55.14

~~~~~

| 指定番号                 | 指 定 年 月 日       | 申 請 者                           |                      | 道 路 の 位 置                    | 道路の幅員及び延長        |                    |
|----------------------|-----------------|---------------------------------|----------------------|------------------------------|------------------|--------------------|
|                      |                 | 氏 名                             | 住 所                  |                              | 幅 員              | 延 長                |
| 鹿総建指令<br><br>第 129 号 | 平成 19 年 8 月 2 日 | 株式会社<br>ミツワ産業<br>代表取締役<br>日向寺 守 | 鹿嶋市大字大小志崎<br>789番地 3 | 鉾田市汲上字八丁2665<br>番 2， 2666番 3 | メートル<br><br>6.20 | メートル<br><br>106.00 |

~~~~~

正 誤

平成19年 8 月13日付け茨城県報第1900号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から 6	平成19年 9 月 3 日	平成19年 8 月23日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)